【様式　第9号の1～5】重機・資材・緊急対応関係様式集

**重機・資材・緊急対応関係様式集**

・様式　第9号の1　　　　　　　確約書

・様式　第9号の2　　　　　　　災害時等対応重機調書

・様式　第9号の3　　　　　　　運転者調書

・様式　第9号の4（その１）　　災害時対応仮設資材調書

・様式　第9号の4（その２）　　災害時対応仮設資材調書（Ｈ形鋼：写真）

・様式　第9号の4（その３）　　災害時対応仮設資材調書（鋼矢板：写真）

・様式　第9号の5　　　　　　　災害時等緊急対応実績（申請・認定）書

様式　第9号の1

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**確　約　書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　和歌山県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　主たる営業所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　 代表者役職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　許可番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大臣・知事ｺｰﾄﾞ　　　 許　　可　　番　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□□第□□□□□□号

　　　　　　　　　別添のとおり、応急対策に必要な

**□ 災害時等対応重機（注**　　　（以下：「対応重機」という）

**□ 災害時対応仮設資材（注**　　（以下：「対応資材」という）

について調書を提出し、下記事項について確約いたします。

**（注：必ず提出する調書の該当項目の□を塗り潰すこと）**

記

１．貴県からの災害時における応急対策の要請に協力します。

２．貴県が実施する対応重機・対応資材の確認に関する現地調査に協力します。

様式　第9号の2

**災害時等対応重機調書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者の商号又は名称 |  | 作成年月日 | 令和　　年　　月　　日 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 重　　　　機「規　　　　格」 | 区別番号 | 駆動型式　　　機械種別 | 車両番号（定期自主検査標章） | ﾒｰｶｰ名 | 型　　式 | 車台番号 | 有効期限の 満了日 | 規　　　格 | 備　考 |
| バックホウ「山積0.11m3（旧JIS0.10m3）以上」又はトラクターショベル「ｸﾛｰﾗ：平積0.40m3以上」「ﾎｲｰﾙ：山積0.34m3以上」 | １ |  |  |  |  |  |  |  | (ﾊﾞｹｯﾄ容量）　　　　 ｍ３ |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  | (ﾊﾞｹｯﾄ容量）　　　　 ｍ３ |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  | (ﾊﾞｹｯﾄ容量）　　　　 ｍ３ |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  | (ﾊﾞｹｯﾄ容量）　　　　ｍ３ |  |
| ダンプトラック「積載重量（2t積み）以上」（回送にも使用する場合は備考欄に回送と記入すること） | Ⅰ |  |  |  |  |  | 積載重量　　　　　 ｔ |  |
| Ⅱ |  |  |  |  |  | 積載重量　　　　　 ｔ |  |
| Ⅲ |  |  |  |  |  | 積載重量　　　　　 ｔ |  |
| Ⅳ |  |  |  |  |  | 積載重量　　　　　 ｔ |  |
| Ⅴ |  |  |  |  |  | 積載重量　　　　　 ｔ |  |
| Ⅵ |  |  |  |  |  | 積載重量　　　　　 ｔ |  |
| Ⅶ |  |  |  |  |  | 積載重量　　　　　 ｔ |  |
| 回送車両（回送可能な車両を１台記入） | ① |  |  |  |  |  | 積載重量　　　　　 ｔ積載重量　　　　　 ｔ |  |
| 重機保管基地（所在地） |  |

【記載要領及び添付資料】

　　審査基準日時点で**県内に配備**している**自社所有**の災害時等対応重機（バックホウ、トラクターショベル【ショベルローダー】、ダンプトラック、回送車両）について記入する。

各欄の記入事項について

１　車両番号　　　　　　…　（1）車検を受けている重機 → 車検番号　　（2）車検を受けていない重機 → 定期（特定）自主検査標章番号

２　有効期限満了日　　　…　（1）車検を受けている重機 → 車検満了日　（2）車検を受けていない重機 → 次回定期（特定）自主検査日前日

３　備考　　　　　　 …　（1）バックホウ → 機械（機体）重量　　　（2）トラクターショベル → 機体重量

（3）ショベルローダー　→　最大荷重　　　（4）回送車両（委託の場合） → 委託先回送業者の事業許可番号

※　注）・各重機とも、リースの場合はリース期間を併記する。

　　　　・トラクターショベル及びショベルローダーがホイール式で公道走行可能の場合、大型・小型特殊自動車の別を併記する。

４　重機保管基地　　　　…　対応重機の主な保管基地に係る所在地を記入する。

添付資料

１　償却資産（固定資産）申告書・種類別明細書の写し　…　（1）必要な重機 → バックホウ及びトラクターショベル【ショベルローダー】（クローラ式又はホイール式で公道走行不可の場合）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（2）留意点　　 →・令和2年1月1日～1月31日に申告したもので、自社名（事業主名）が記入されていること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・明細書中の該当重機にマークを付けること。

２　車検証の写し　　　　　　　　　　　　　　　　　　…　（1）必要な重機 → トラクターショベル【ショベルローダー】（ホイール式で公道走行可能の場合）、ダンプトラック及び回送車両

（2）留意点　　 →・審査基準日で有効なものであること。ただし、審査基準日から１か月以内に有効期限が満了する場合は改めて新しいものの写しを添付すること。

　　　　　　　　　・自社所有の重機に係るものは自社名（事業主名）が、委託回送業者所有の回送車両に係るものは回送業者名が、それぞれ所有者欄に記載されていること。

・トラクターショベル【ショベルローダー】が小型特殊自動車に該当する場合は併せて標識交付証明書を添付すること。

３　カタログ等の仕様（規格）を確認できる資料の写し …　（1）必要な重機 → バックホウ及びトラクターショベル【ショベルローダー】

４　定期（特定）自主検査記録表の写し　　　　　　　　…　（1）必要な重機 → バックホウ及びトラクターショベル【ショベルローダー】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（2）留意点　　 → 審査基準日より過去1年以内に実施した検査記録であること。

５　リース契約書の写し　　　　　　　　　　　　　　　…　（1）必要な重機 → リース保有の重機

（2）留意点　　 →・契約期間に審査基準日を含むものであること。ただし、審査基準日から１か月以内に契約期間が終了する場合は改めて新しい契約書の写しを添付すること。

６　委託契約書又は直近の委託実績に係る請求書及び領収書（1件分）

…　（1）必要な重機 → 委託回送業者に係る回送車両

（2）留意点　　 →・契約書は契約期間に審査基準日を含むものであること。

　　　　　　　　　・各書類に関する当事者は自社（事業主）及び委託回送業者であり、他社等を介さないこと。

７　自動車運送業の許可証の写し　　　　　　　　　　 … （1）必要な重機 → 委託回送業者に係る回送車両

定 義 等

県内に配備　…　建設業許可に係る主たる営業所の所在する振興局管内又は当該振興局管内に隣接する振興局管内（市町村）に常に配備されていることをいう。

自社所有　　…　自社所有又は１年以上のリース契約（将来的に所有権を得ることを前提としたファイナンスリース契約に限る）を行っているものをいう。但し、回送車両についてはその限りではない。※自社所有の自社名は、審査基準日時点での入札参加資格申請者名義（法人の場合は自社名、個人事業者の場合は代表者名）に限る。

【　参考　】

小型特殊自動車：特殊自動車で、全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.8m（ﾍｯﾄﾞｶﾞｰﾄﾞを除く=2.0m）以下で、最高速度15km／h以下の自動車。

大型特殊自動車：特殊自動車で、小型特殊自動車以外の自動車。（道路交通法）

トラクターショベル：土砂などのバルク貨物を積み込んだりする特殊自動車で、一般的に４輪駆動で前輪操舵である重機（車両系建設機械）

ショベルローダー　：土砂などのバルク貨物を積み込んだりする特殊自動車で、一般的に二輪駆動で後輪操舵である重機（ショベルローダー）

組合せ例：山積0.11m3バックホウ＋4ｔダンプ（回送兼用）で３０点（機械重量が積載重量を超えていないか確認すること）、他に山積0.45 m3バックホウ１台所有で１０点、2tダンプ１台所有で５点加点となり、合計で４５点となる。（※それぞれに運転者が必要）

様式　第9号の3

**運転者調書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者の商号又は名称 |  | 作成年月日 | 令和 　　 年 　 月 　　 日 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区別番号 | 氏　名 | 生年月日 | 様式第6号又は第7号での記載の有無 | 取得している免許・資格等の有無 | 備　考 |
| 公道走行に必要な運転免許 | 操作するのに必要な資格 |
| 普通免許 | 準中型免許 | 中型免許 | 大型免許 | 大型（小型）特殊免許 | 車両系建設機械ｼｮﾍﾞﾙﾛｰﾀﾞｰ等運転 | 建設機械施工技士　 |
| 最も上位の免許の有無を記入 | 技能講習 | 特別教育 |
| バックホウ等 | １ |  |  | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |  有 ・ 無 |  有 ・ 無 | 1級・2級・無 |  |
| ２ |  |  | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |  有 ・ 無 |  有 ・ 無 | 1級・2級・無 |  |
| ３ |  |  | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |  有 ・ 無 |  有 ・ 無 | 1級・2級・無 |  |
| ４ |  |  | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |  有 ・ 無 |  有 ・ 無 | 1級・2級・無 |  |
| ダンプトラック | Ⅰ |  |  | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |  |  |  |  |  |
| Ⅱ |  |  | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |  |  |  |  |  |
| Ⅲ |  |  | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |  |  |  |  |  |
| Ⅳ |  |  | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |  |  |  |  |  |
| Ⅴ |  |  | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |  |  |  |  |  |
| Ⅵ |  |  | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |  |  |  |  |  |
| Ⅶ |  |  | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |  |  |  |  |  |
| 回送車両 | ① |  |  | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |  |  |  |  |  |

【記載要領及び添付資料】

１　この調書は、審査基準日時点で、常勤の災害時等対応重機の運転者について記入すること。

２　様式　第9号の2の対応重機に係る運転者を「区別番号」毎に記入し、免許・資格等の欄は、それぞれの対応重機の運転に必要な資格の有無について、該当する方を○又は□で囲むこと。

３　バックホウの運転者は、申請するバックホウを運転できる有資格者〔労働安全衛生法第６１条による車両系（小型車両系）建設機械運転技能講習（特別教育）【整地・運搬・積込・掘削機械】の修了者、建設機械施工技士（２級の場合、第２種の取得者に限る）〕とし、備考欄に種別を記入すること。

４　トラクターショベル【ショベルローダー】の運転者は、申請するトラクターショベル【ショベルローダー】を運転できる有資格者〔労働安全衛生法第６１条による車両系（小型車両系）建設機械運転技能講習（特別教育）【整地・運搬・積込・掘削機械】の修了者、ショベルローダー等運転技能講習（特別教育）の修了者、建設機械施工技士（２級の場合、第１種の取得者に限る）〕とする。

５　さらに、トラクターショベル【ショベルローダー】（ﾎｲｰﾙ式で車検を受けている重機）については、上記４．に加え、当該重機を運転するために必要な運転免許の取得者とする。但し、小型特殊免許のみの取得者については、大型（小型）特殊免許欄を有とし、備考欄に「小型特殊」と記入すること。

６　ダンプトラック及び回送車両の運転者は、申請の自動車を運転するために必要な運転免許の取得者とする。但し、重機の回送を回送業者に委託している場合は、運転者の記入は不要。

７　災害時等対応重機の運転者は１台につき１名を必須とし、他の災害時等対応重機の運転者とは兼務できないものとする。但し、回送車両の運転者は１台に限り他の重機の運転者及びオペレーターを兼務できるものとする。（ダンプトラックが回送車両を兼ねる場合は、兼務できないものとする。）

８　運転者については、免許証、資格者証、修了証等の写しを添付すること。但し、重機の回送を回送業者に委託している場合は添付不要。

９　運転者の常勤確認書類として、入札参加資格審査申請の手引きの6ページ記載の3　常勤確認書類aからcまでのいずれかを添付すること。但し、様式第6号または第7号に記載のある方については常勤確認書類の添付不要。

様式　第9号の4（その１）

**災害時対応仮設資材調書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者の商号又は名称 |  | 作成年月日 | 令和　　　 年 　 月 　　 日 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 仮 設 資 材「規　　　格」 | 区別番号 | 規　　　格 | 本　　数 | 長さ：実寸計（ m ） | 単位質量（ｔ/m ） | 規格別重量（ t ） | 仮設資材別重量（ ｔ ） | 備　考 |
| Ｈ形鋼「高さ300mm以上、幅150mm以上、長さ5m以上」 | １ |  |  |  | t/m | ｔ | 計　　　　　　ｔ |  |
| ２ |  |  |  | t/m | ｔ |
| ３ |  |  |  | t/m | ｔ |
| （3ｔ以上所有） | ４ |  |  |  | t/m | ｔ |
|  | ５ |  |  |  | t/m | ｔ |
|  | ６ |  |  |  | t/m | ｔ |
|  | ７ |  |  |  | t/m | ｔ |
| 鋼矢板「Ⅱ型以上で、長さ6m以上」（8ｔ以上所有） | Ⅰ |  |  |  | t/m | ｔ | 計　　　　　　ｔ |  |
| Ⅱ |  |  |  | t/m | ｔ |
| Ⅲ |  |  |  | t/m | ｔ |
| Ⅳ |  |  |  |  t/m | ｔ |
| Ⅴ |  |  |  | t/m | ｔ |
| Ⅵ |  |  |  | t/m | ｔ |
| 資材保管基地（所在地） |  |

【記載要領及び添付書類】

１　この調書は、審査基準日時点で、県内に配備※している自社所有の災害時対応仮設資材（Ｈ形鋼、鋼矢板）について記入すること。

２　災害時対応仮設資材は審査基準日時点で自社所有（自社で所有しているもののみ）しているもので、工事の仮設資材と併用しているものも認める。但し、写真等により災害時対応仮設資材として確認できない場合又は短い部材を溶接等で接合している場合等は認めない。

３　各災害時対応仮設資材の規格別に本数、実寸長さの合計、単位質量を記入する。評価基準となる規格以上で、記入例以外の資材を申請する場合は、適正な「単

位質量」を使用すること。なお、その場合は備考欄に根拠となる資料名又は算出根拠を記入すること。

４　各「仮設資材別重量」は、「規格別重量」＝【長さ（実寸計）×単位質量】の総和とする。（小数第２位以下切り捨て）

５　資材保管基地（住所）については、対応資材の主な保管基地（１箇所）に係る所在地を記入すること。

※　県内に配備とは、建設業許可に係る主たる営業所の所在する振興局管内又は当該振興局管内に隣接する振興局管内（市町村）に配備（保管）されていることをいう。

様式　第9号の4（その２）

**災害時対応仮設資材調書（Ｈ形鋼：写真）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者の商号又は名称 |  | 撮影年月日 | 令和 　　 年 　　 月 　　 日 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　写真（保管状況、全景写真）*（写真上辺１cm程度をテープ又はのり付けし、位置をずらせて**前後２枚を重ねて見えるように貼付すること）* |  | 　写真（区別番号・長さ・区別番号別本数番号写真）*（写真上辺１cm程度をテープ又はのり付けし、位置をずらせて**前後２枚を重ねて見えるように貼付すること）* |

【作成要領】

１　災害時対応仮設資材調書（様式　第9号の4（その１））に記載しているＨ形鋼について、写真を貼付すること。

２　写真は、原則日付表示があるものとし、３ヶ月以内に撮影したカラー写真でサービスサイズ（横）とする。撮影年月日は写真日付表示と同日を記入すること。

３　保管状況写真は、保管ヤードや倉庫等の写真で、周辺環境も含んだもの１枚とし、全景写真は、Ｈ形鋼の区別番号毎にまとめ、全体の長さと各断面寸法（5.0m以上、300×150mm以上を確認できるようテープ等をあてる）を確認できるよう、効率よく並べるなど、１～２枚程度に納め撮影すること。

４　区別番号等の写真は、各Ｈ形鋼毎に様式　第9号の4（その１）の「区別番号」、「実寸長さ（ｍ）」、「区別番号別本数番号」を各端部にペンキ等で表記し、それらの表記が見えるよう、効率よく並べるなど、可能な限り２～３枚程度に納め、調書全てのＨ形鋼を確認できるよう撮影すること。

様式　第9号の4（その３）

**災害時対応仮設資材調書（鋼矢板：写真）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者の商号又は名称 |  | 撮影年月日 | 令和 　　 年 　　 月 　　 日 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　写真（保管状況、全景写真）*（写真上辺１cm程度をテープ又はのり付けし、位置をずらせて**前後２枚を重ねて見えるように貼付すること）* |  | 　写真（区別番号・長さ・区別番号別本数番号写真）*（写真上辺１cm程度をテープ又はのり付けし、位置をずらせて**前後２枚を重ねて見えるように貼付すること）* |

【作成要領】

１　災害時対応仮設資材調書（様式　第9号の4（その１））に記載している鋼矢板について、写真を貼付すること。

２　写真は、原則日付表示があるものとし、３ヶ月以内に撮影したカラー写真でサービスサイズ（横）とする。撮影年月日は写真日付表示と同日を記入すること。

３　保管状況写真は、保管ヤードや倉庫等の写真で、周辺環境も含んだもの１枚とし、全景写真は、鋼矢板の区別番号毎にまとめ、全体の長さと各断面寸法（6.0m以上、Ⅱ型：400×100mm以上を確認できるようテープ等をあてる）を確認できるよう、効率よく並べるなど、１～２枚程度に納め撮影すること。

４　区別番号等の写真は、各鋼矢板毎に様式　第9号の4（その１）の「区別番号」、「実寸長さ（ｍ）」、「区別番号別本数番号」を各端部にペンキ等で表記し、それらの表記が見えるよう、効率よく並べるなど、可能な限り２～３枚程度に納め、調書全ての鋼矢板を確認できるよう撮影すること。

様式　第9号の5　　　　　　　**災 害 時 等 緊 急 対 応 実 績 （申請・認定） 書**

　　　認定者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

申請者

商号又は名称

代表者役職氏名

許可番号

大臣・知事ｺｰﾄﾞ　 許　　可　　番　　号

□□第□□□□□□号

　　　弊社は、**□国（機関名：　　　　　　　　　　）**

**□地方公共団体（機関名：　　　　　　　　　　）**

**□施工実績認定基準（平成２１年１月２２日施行）に定める法人（機関名：　　　　　　　　　　）**

と契約し和歌山県内における（件名①：　　　　　　 　 　　　　　工期：　　　 　　　　　　　　）

（件名②：　　　　　　 　 　　　　　工期：　　　 　　　　　　　　）

（件名③：　　　　　　 　 　　　　　工期：　　　 　　　　　　　　）について、

**□　大雨等による崩土除去等、災害時に要請した緊急工事　（　対応日及び件名番号を記入　）**

**□　崩土除去等、不測時の対応を目的とした維持工事　　　（　対応日及び件名番号を記入　）**

**□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　（　対応日及び件名番号を記入　）**

への対応実績として、認定を申請いたします。

注　※申請する対応実績の該当項目の□を塗り潰すこと。また、機関名を記入すること。

※申請する対応実績に係る契約書等の写し（件名、申請者名が確認できる書面のみ）を添付すること。

（県土整備部以外での対応実績については、工事写真と工事打合簿等で緊急対応した状況を証明できる資料の写しも必ず添付すること）

（下請の場合は、下請契約書又は注文書及び請書等の契約状況を証明できる資料の写しも添付すること）

※添付資料も含め「２部」提出すること。

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　上記申請について、（ 元請 ・ 下請 ）として災害時等緊急対応実績（ 有り ・ 無し ）と認定する。

認定者

【作成要領】

１　事前に申請書を提出する建設部に災害時緊急対応実績（申請）書（様式　第9号の5）を提出の上、認定を受けたものを添付すること。

２　県土整備部以外での対応実績で、契約書・工事写真・工事打合簿等の緊急対応した状況を証明できる資料がない場合は、発注者に「緊急対応を要請した内容等が確認できる証明資料」と「支出状況が分かる資料（支出票等の写し）等」の作成を依頼し、それを契約書等の代わりに、添付資料として提出すること。（認定は申請書を提出する建設部で行います。）

※対応実績は、一つの契約であっても、発注者からの緊急要請が複数あった場合は、緊急要請のあった工事毎に対応実績として、認められる

場合があります。

※元請業者が事前に発注者の了解を得て、実働及び履行が確認された下請業者も対象となります。